

令和3年第1回吉野町議会臨時会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和3年1月28日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 1月28日 午前11時00分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平  
3番 山本義史 4番 欠員  
5番 上滝義平 6番 野木康司  
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐  
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員と同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘  
マスターズ参事 岡本克也 財務課長 山本剛  
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦  
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人  
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇  
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について  
日程3 議第1号 令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第11号について  
日程4 議第2号 令和2年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第4号に  
ついて  
日程5 議第3号 調停の成立について

日程6 議第4号 令和2年度吉野町一般会計補正予算(案)第12号について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回吉野町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本臨時会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり議場の換気を行いマスク等の着用をお願いします。また、発言時においては空気乾燥による飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は自席にて着席のまま行っていただきますようお願いいたします。

次に飲み物の持込み及び飲用については従来どおりとし、傍聴人の方々にも本町議会傍聴規則の一部を適用除外しマスク等の着用、飲み物の持込み及び飲用についても同様と致します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

9番 中西利彦議員、10番 西澤巧平議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長

開会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

令和3年第1回吉野町議会臨時会を開会するにあたり、皆様方に招集いたしましたところ、来月から選挙戦が始まる中にもかかわらず、全員のご出席

を賜りましたこと心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日の議案上程でございますけれども補正予算案件が3件、調停の成立が1件でございます。

後に、議案説明はさせていただきますけれども簡単に主旨等を説明させていただきます。補正予算（案）に関しましては、現在も緊急事態宣言が11都道府県に出しております。2月7日まで。そして奈良県におきましても、昨日1年間を振り返りということで、奈良県の状況も拝見させていただきますと第3波が10月26日から始まり約8割の方がこの第3波、今現在進行中でございます。

ご承知のとおり、コロナに関する医療ひっ迫、そしてまた様々な手を打っていかないといろいろな状況に対応できない。ワクチンの接種に対してもこれから様々な対応をしていかないといけない状況の中で、非常に濃厚接触者等の追跡もなかなか厳しい状況になっているのが、全国的な状況ではないかなというふうに思っております。

議員の皆様方には、いろいろ上程もさせていただき、今日に至るまで可決をいただき、観光事業、町民の皆様方への支援であったり、様々な議決をいただいております。ただ、今回「第3次補正予算」本日がおそらく成立予定でございますけれども、やはりもう少し今後のワクチン接種または今の状況を鑑み、抗原検査キットという形での今回補正予算を上げさせていただいております。

いろんな形で「今できることをやって行こう」という意味での補正予算の上程もさせていただいております。

そして調停の成立につきましては、平成27年竣工の五條市新し尿処理施設整備に伴う周辺環境整備事業の費用の分担金でございます。こちらにつきましても五條市と協議を重ねて参りましたが、今日に至るまで様々な議論の中で、1月18日に調停（案）が提示されており、五條市との関係性、そしてまた調停という形で早期に解決をして前に進めたいという思いの中から上程をさせていただいております。

そういったことも鑑みて、議員の皆様方に慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。

そして、皆様方の手元に行政報告という形で配布をさせていただいております。主にはオンライン等々で行事が進んでおりますけれども、2つだけ報告をさせていただきます。

昨年、12月25日に「吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」こちらのほうで提言書を提出いただきました。様々な提言をいただいた中でまた3月議会に向けて、基本計画の策定に向けて取り組んで参りたい。そしてまた3月議会で提案報告をさせていただきたいと思っております。

そして、1月25日水道事業の統合に関する覚書の締結でございます。

こちらの方も27市町村が令和7年からの事業統合に向けて覚書を締結して、令和3年度から協議会の設立準備を始めて基本協定に向けて動き出すところでございます。様々な事業の進捗する上において課題等々はございますけれども、そういったところしっかりと問題提起しながらこの協議会が進んでいくという状況になっておりますので、またこのへんも進捗状況含めて皆様方にご報告ができればなというふうに思っております。

改めまして、本日上程させていただきました議案の慎重審議を賜りますことをお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

藪坂議長

日程3 議第1号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第11号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

奥出参事。

奥出総務  
参事

失礼します。

議第1号について説明申し上げます。

お手元に配布の令和2年度一般会計補正予算書第11号をご覧いただきたいと思っております。

1 ページをお開き下さい。

令和2年度吉野町の一般会計補正予算第11号は次に定めるところによるとい  
うところでございます。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億510万9,000円とするものでござ  
います。歳入歳出の概要について説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページをお開き下さい。

2番、歳入でございます。

まず15款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「民生費国庫負担金」でござ  
います。社会福祉費負担金としまして445万2,000円、こちらにつきましては  
は介護給付費の負担金でございます。

同じく「国庫支出金」の2項「国庫補助金」1目「総務費国庫補助金」でござ  
います。こちらにつきましては、企画費補助金としまして「新型コロナウイルス  
感染症対応地方創生臨時交付金」50万6,000円でございます。

続きまして、16款「県支出金」でございます。

1項「県負担金」の1目「民生費県負担金」でございます。こちらにつつま  
しては、社会福祉費負担金としまして222万6,000円、介護給付費の負担金で  
ございます。

それから20款「繰越金」でございます。「繰越金」につきましては222万6,000  
円でございます。

歳出の概要について、説明申し上げます。

16、17ページをお開き下さい。

2款「総務費」でございます。1項「総務管理費」の3目「基金費」でござ  
います。308万円の減額でございます。こちらにつきましては、「世界遺産・吉  
野ふるさとづくり基金積立金」の減額補正でございます。

続きまして、2款「総務費」4項「徴税费」でございます。

2目「賦課徴収費」でございます。税務賦課事業で50万6,000円ございま  
す。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染対策関連の税制制度改正

に伴いますシステム改修の委託料でございます。

続きまして、3款「民生費」でございます。

1項「社会福祉費」の3目「障害福祉費」でございます。こちらにつきましては、障害者総合支援事業で890万4,000円の補正でございます。内容につきましては、扶助費の介護給付費で840万1,000円。補装具給付費で50万3,000円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、いずれも福祉サービスの利用の増であったり、車いす等補装具給付の増によるものでございます。

それから最下段になります。8款の「消防費」でございます。

1項「消防費」4目の「災害対策費」でございます。災害対策事業としまして、消耗品308万円でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染の拡大防止並びに災害時の避難場所等で使用するための新型コロナウイルス抗原検査キットの購入を予定しているものでございます。

以上、歳出の補正額941万円でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

藪坂議長

山本課長のほうから追加とかありませんか。はい。

それでは、質疑を求めます。

1番 辻内議員。

辻内議員

私のほうから災害対策費について3点質問がございます。

1点ずつ回答をお願いいたします。

まず、この議案はコロナ感染の簡易の抗原キットの購入。こういうことでございますが、保健所から濃厚接触者指定以外の者の抗原検査をするというこういう趣旨だと思いますけども、このまず目的は何かを端的にお願いいたします。

保健所の濃厚接触者以外の方の本人の安心感の獲得か、あるいは拡大防止かということでございます。お答えをお願いいたします。

藪坂議長	中井町長。
中井町長	最大の目的は、今クラスターが発生する時に早期の発見と早期隔離をする為が第一の目的です。
藪坂議長	辻内議員。
辻内議員	わかりました。 2つ目の質問です。本アイデアは、抗原キットの購入・備蓄というアイデアについてですけども感染症専門の医者の方の意見を聞いたのか、もし聞いていたとすれば具体的に名前を言われるかどうかは別にしてどなたの意見を聞かれたのか。もしも聞かれていないとすれば誰がこの案が有効だと判断したのかお答え願います。
藪坂議長	中井町長。
中井町長	今、正解のない中でどういったことができるのか様々な手を打って行こうというのが、私の「町民の命を守る、安心を守るために」様々な情報収集をさせていただいています。その中で厚生労働省から今回、様々な抗原検査キット、薬事承認も含めてお医者さん等々の情報のネットワークから情報を収集しながら、こういった形が今一番必要ではないか、やれることをやるということが私の中で情報も収集した中でこの判断をさせていただいております。
藪坂議長	辻内議員。
辻内議員	お医者さんの意見は聞いていないということで理解いたします。
藪坂議長	中井町長。



中井町長	聞いております。
辻内議員	<p>次に最後の質問ですが、先ほど説明の中で「学校や避難所」ということですが、誰が検査をするのか。このキットを配られた場合に。</p> <p>あるいは具体的に言えば、学校の場合は「先生か、生徒か、保護者か」、そしてその検査結果「陽性、陰性」の結果は情報等はどのように管理されるのか。ご回答お願いいたします。</p>
藪坂議長	中井町長。
中井町長	<p>基本的にクラスターが発生しやすい場所の1つに学校もあるかなというふうに思います。ただ、いろんなシチュエーションの中で、今抗原検査キットというのが1月17日にも医療機関そして介護施設の従事者に無症状でもできるというのが厚生労働省から指針で出ております。その中で町としましてもこれから「観光」であったり、そして今辻内議員がおっしゃっていただいた学校、教育関係。特に役場職員においても業務継続の観点から基本的なスタンスは、これは無症状者に今の段階ではしないというふうに運用しようと考えております。</p> <p>その中で、先ほど辻内議員が言っていただいたように「誰がするか」ということになってくると、いわゆるその濃厚接触者というか、陽性者が出た場合に、備蓄しておいて配布する。それはやはり個人がするという事なんですけれども、子どもさんが個人でできるかということになってくるときに、やはりその中で、家族に配布するとかですね、いろいろそういった緻密な体系については、もう少し詰めないといけませんけれども、いわゆるまず優先的に今やらなければならない。やはりこの間、収集における業務継続ができるのかという状況にも一時陥ったことがあります。ですから様々なバリエーションの中でこれからもう少し詰めていかないところありますけれども、まずは庁舎内そしてまた福祉施設等々ですね。そういったところでクラスターが発生しない、そういった</p>

ための備蓄ということと、もうひとつはやはり吉野町としてこれから4月に向けてですね。観光等々いろいろな形で安心できる観光地であるというふうなこのためにも吉野町はいわゆるそういった備蓄も含めて対応をしているということをお外的にもやっぱりメッセージを打っていくという。そういったことも含めて町民の皆様方の安全を守るための抗原キットであるということでご認識をいただければなというふうに思います。

藪坂議長

では、7番 山本議員。

山本隆敏  
議員

7番山本でございます。

この一般会計補正予算第11号については反対ではございません。

ただ、一つコロナ感染症に関して伺いたいことがございます。

最近のコロナ感染症の中で、町民の方々がやっぱり関心の深いところはワクチン接種のお話だと思うんです。当然、私としましてもコロナ感染症のワクチン接種に係る補正予算が出てくるものかなという認識がございましたが、今回その予算書の中にその部分の補正が出てきておりません。

国の指針もまだはっきりしない中、早急なるワクチン接種をやっていくためにやはり予算建てというのは必要じゃないのかなというふうな認識でおります。そのへんのお考えを聞きたい。

そして当然、国の指針が決まりますとワクチン接種に関して早急にしないではいけません。そうなるこのことに関しては、町当局としましては専決でやっていくお話なんでしょうか。議決を待ってやっていくと非常に時間がかかるように思われます。

ワクチン接種に関しまして、吉野郡内の連携した取り組みが必要じゃないのかなと。南奈良総合医療センターを基軸とした体制が組まれるんだろうと思うんですけども、それはあくまで推測なんですけども、町としても町民に迅速な接種をするために人的な配置ができるのかどうか。

1つ僕の提案なんですけども、今ワールドマスターズ事務局が大会の1年延

期に伴ってボリュームとしては、仕事の量はかなり減ってると思うんですね。僕の提案なんですけど、その事務局の職員の方々をそのワクチンの接種に対する担当を兼務してもらうような。4月に機構改革があると聞いておりますが、とりあえずそのワクチン接種に関しまして仕事を兼務していただくような人的な配置も望めるんじゃないのかなというところが私の提案でございます。

以上何点か言いましたけども、それに対して答えられる人が答えていただきたいと思います。

菟坂議長

和田副町長。

和田副町長

ありがとうございます。

今、山本議員さんのおっしゃっていただいたコロナの関係ではワクチンというのは新聞もいろいろ出ておまして、基本的には吉野町の住民の皆さんのワクチンの接種については、吉野町が責任をもって対応するというのが国の方針であり、町といたしましても長寿福祉課でございますけども、今議員さんのおっしゃっていただいたように「広域的な連携」ということで南和企業団でございますが南奈良総合医療センターも含めていろんな形で今調整を進めさせていただいております。

特にその中で問題になってくるのは、接種する場所であったり、あるいは人的な確保が必要であるということになってきます。特に医療関係でございますけれども、医者であったり、看護師であったりと、その辺の部分の確保が不可欠になってくるというふうに思っております。

基本的には広域的な連携ということで、今調整を進めさせていただいております。あと国のほうからも補助金の方針であったり、交付申請の時期であったり、そして今回ワクチンの接種についてはマイナス75度という保存するためには、それだけの低温で保管をしなければならないということで「ディープフリーザー」とか、そういった部分についての設置場所とかいろいろ今調整をさせていただいております。

優先順位としては医療従事者の方が優先されまして、そのあと高齢者と、で基礎疾患のある方とか、あるいは介護施設に従事されてる方、その次は60歳から64歳と、接種して頂く方の順番があるんですけども、それについて発行するためのデータを抽出したり、あるいは問診票であったり、クーポン券であったりとそういうふうなことも含めて南奈良総合医療センターでございますけれどもその連携プラス町単独でもできる、しなければならないことを平行して今進めさせていただいているのが現状でございます。

議員さんのおっしゃっていただいように補正でございますけども、専決補正ということで、コロナ関係ということで、またご説明もさせていただきながら2月中には専決補正をさせていただきたいというふうに思っておりますのでそのへんの分についてはよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

人の配置でございますけども、今議員さんのほうからご提案をいただきました。まず、人の配置についてはこれも長寿福祉課と含めてまた打合せもするんですけども、まず長寿福祉課の中での保健師さん、あるいは事務職の方も含めて今連携して進めていただいておりますけども、町全体としてどう取り組んでいくのかということも含めて今後調整をしていくということで、打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

特に事務的にできることとそして保健師さん、あるいは資格のある方がしていただく業務とか、そのような部分も分担しなければならないと思いますので、今後協議をしていきたいというふうに思っておりますので宜しくお願ひしたいと思います。

藪坂議長

山本議員。

山本隆敏  
議員

ありがとうございます。

先ほども申しましたとおりこのワクチンに関しましては、もう町民の方々が1年以上、非常にコロナに対して苦しんで、もう早くこれから脱却したい。そ

のような思いが強いと思っています。吉野町の高齢者比率が非常に高いということから、やっぱり早く打つ人が多いということになるんだろうと思うんですよ。国よりも早く打たなくてはいけない方々がたくさんいらっしゃると思うんです。そのためにもやっぱり迅速な町の段取りではなくて、町民の気持ちに寄り添ったワクチン接種の方法を企画していただきたい。そのように思っております。よろしく願いいたします。

藪坂議長

質疑、ほかにございますか。

2番 下中議員。

下中議員

すみません。失礼します。

今、説明資料の中の歳出について質問させていただきます。

「総務費」の合計 257 万 4,000 円の減額の中の「世界遺産・吉野ふるさとづくり基金積立金」が 308 万円の減額がなされております。

今、先ほどから皆さんの質問の中にコロナ禍の中で、優先順位の中で、コロナの事に対して最前線で頑張っていたいただいていることはよくわかるんですが、基金積立金というのはやはり未来のお金です。今後、吉野町が進めていく中で、コロナ禍の中継続して進めていく事業の1つであると思うんですが、減額理由を簡単で結構です。ご説明お願いできるでしょうか。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

ふるさと基金ですけども、今現在「ふるさと納税」でコースがあります。

その中でちょうどこの昨年度ですか、コロナが感染、緊急事態が出て全国的にふるさと納税の対象者の方々に「新しいコロナ対策」という形で寄附金のコースをつくらせていただきました。そして今回様々なコロナ交付金、国からの地方創生交付金も活用させていただきながら現在に至っております。

今回、あるいろいろな意味で対策をとっていかう、安全のメッセージをして

いこう、様々な声を聞きながら、リクエストもありながら、ふるさとのこのコロナ対策コースを活用させていただくことが一番やはり寄附をしていただいた方にメッセージとして伝わるのではないかな。そういった形で吉野町は町民の皆さん方の安全をしっかりと守っていくということも兼ねてこのコースを活用させていただくと。ご理解いただければなというふうに思います。

藪坂議長

下中議員。

下中議員

ありがとうございます。  
よくわかりました。

藪坂議長

他にございますか。  
上滝議員。

上滝議員

歳入の12ページ。民生費国庫負担金の補正額445万2,000円、これは国から支払われる訳でございますけれども、長寿福祉課のほうから保険料を集めてその中である部分を国に対して請求をしてもらったものかどうかということをお伺いしたい。つまり、選挙戦もはじまっておりまして介護保険料あるいは、後期高齢者保険料「非常に高い、高い」とよく言われるんです。

「なぜ高いんぞ」という説明については私もよう話をしないわけでございますけれども、国保にしても、国保はよくわかるんですけれどもその2点だけちょっとご説明願いたいと思います。

藪坂議長

久野課長。

久野長寿

失礼いたします。

福祉課長

今のご質問についての回答でございますが、これは介護保険の事業ではございません。事業といたしましては、障がい者福祉の事業で障がい者総合支援事

業でございますので、項目が介護給付費負担金となっておりますが、障がい者福祉の中の事業であるということをご理解いただけたらと思います。

従いまして、介護保険の保険料でやっている事業ではないというところでございます。

( 「はい」の不規則発言あり )

それと介護保険料についてですが、現状といたしまして「高い」「安い」というのはそれぞれの主観によるものだと思うんですが、少なくとも吉野3町の中では吉野町は低いという状況でございます。以上です。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

去年に比べて、あるいは3年さかのぼってでもですけども平均、この介護保険料という保険料金は推移としては「上ってきたん」「下がってきたん」どちらですか。

藪坂議長

ちょっといいですか。

今、説明あったようにこの臨時議会における補正予算の趣旨から若干ずれていますが。

上滝議員

介護保険で歳入のほうでもありますので。

藪坂議長

今、ここに出ているのは障がい者福祉のほうだと先ほども説明ありましたとおりですので。

上滝議員

先ほど聞いただけでね。

今、聞いてわかってんけど、とにかく負担金が高いのでどうなのかということがわかったら教えてほしいと思ひまして。推移だけ。

藪坂議長	推移、いけますか。はい、久野課長。
久野長寿	すみません失礼します。
福祉課長	とりあえずもう一度言わせていただきたいのは、これは一般会計の中の障がい者福祉の事業の補正予算であるというところをご理解いただきたいです。
	( 「はい、はい」の不規則発言あり )
	ご質問いただきました介護保険料につきましては、3年ごとの見直しでございます。その3年前というのも、今の標準は1か月 6,100円というところがございますがそれも3町の中では、一番低い状況でございます。
	( 「あ、そうですか。」の不規則発言あり )
	推移につきましてもできるだけ必要な方には必要なサービスを使っていただくというのは当然のことでございますが、十分に説明をし、また誰もが使いたいだけ使えるというものでもございません。介護の区分によりまして使える量もでございます。そのあたりはケアマネージャーが責任をもってプランを立てていただいているところがございますので、そういうことも精査しながら必要な方には必要なサービスを、またできるだけ保険料も現状維持というところでやっていきたいなと考えております。
	( 「ありがとうございます」の不規則発言あり )
藪坂議長	他に質疑ございませんか。
	3番 山本議員。
山本義史	申し訳ありません。
議員	先ほど、災害対策事業のコロナ対策のキットということで308万円出ておりますけれども、その他これはもちろん良いと思うんですけれども、基本的なマスクであったり消毒液であったりとかそういった部分の備蓄の状況を教えていただけたらと思います。



藪坂議長	奥出総務参事。
奥出総務 参事	<p>失礼します。</p> <p>今、手元に備蓄の数までは把握しておりませんが、今のところ十分用意できております。必要に応じて補充もしておりますので、在庫管理をしておりますので、数字等につきましてはまた改めて報告させていただけたらと思いますけれどもそういう消耗品等につきましては、十分備蓄させていただいております。</p>
藪坂議長	山本議員。
山本義史 議員	<p>はい。第4波、第5波というふうに、専門家の方は言われております。</p> <p>4月にも大きなやつが来るというふうに言われておりますので備蓄のほう十分をお願いしたいなと思います。以上です。</p>
藪坂議長	<p>本案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。よって議第1号について、委員会の付託を省略することに決しました。</p> <p>議第1号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第11号について」意見を求めます。</p> <p>1番 辻内議員。</p>
辻内議員	<p>結論、本議案にあるコロナ対策費用抗原キット費用308万が無駄になる可能性が高いと考え本議案に反対いたします。</p> <p>理由を申し上げます。2点申し上げます。</p> <p>まず1点目、抗原検査の実施と判定を医者以外がしてよいものか、そのキッ</p>

トを個人が自分で購入して検査するならともかく町が負担してよいのか。町が病院なり、医者を見捨てるような仕組みを手助けしてよいのかということに疑問を感じております。

2つ目、先ほどの質問の回答にありますように本コロナ対策キットの案は十分なまだ使用方法の検討がなされているとは思えません。特に情報管理のあり方については検討が至って不十分であると考えます。とりわけ陽性判定となった場合にどのような風評被害が起こるのかということ考えた場合に、このようなことは保健所の指導をまず仰ぐべきであり保健所が濃厚接触者以外というものを独自の判断で検査をするということはいかなるものかと考えます。

以上、2点の観点から本抗原キットの予算にあげられている308万円は、実使用段階において実使用に至らず無駄になる可能性が高いと判断し反対といたします。以上です。

藪坂議長

ご意見に対する追加説明ございますか。

ありませんか。はい、わかりました。

それでは、反対の意見が出ております。

反対意見が出た場合には、賛成意見を出していただいて採決は起立になります。賛成意見ございますか。

山本隆敏議員。

山本隆敏  
議員

本議案に対して、賛成意見を述べたいと思います。

このコロナ感染症は非常にもう1年以上町民を悩ませてきた大変な大きな病気です。本議案にも災害という言葉がうたっております。そのような観点で町民の方は捉えられているんだろうと思います。そのための町民のために安心・安全を担保するという意味でその内容はともかくとして、町民に安心・安全を届けるという観点から僕は賛成をいたします。以上です。

藪坂議長

賛成意見、反対意見……。

3番 山本議員。

山本義史  
議員

賛成意見を述べさせていただきます。

もう皆さんご存知だと思いますが、コロナに関していろんな見解が出てきて昨年度よりはかなり1年経ってわかってきております。飛沫感染が主で3密を避けましょう、それから消毒、あるいはマスクというふうな対策もできておりますが、まだまだわからないところもたくさんございます。

先ほど山本隆敏議員からもありました「安心・安全」ということもございますので備蓄をしていただいて。そして先ほど反対意見の中に、陽性になったからどうのこうのというのがありますが、やはりこれは保健所を通じてないので申告する必要はないというふうに考えておりますのでそれを発表するかどうか自分自身の「安心・安全」ということもありますし、町長が言われたようにクラスターを早期のうちに抑えるという意味でも備蓄しておく1つの「消毒液であったり」「マスクである」と同じような感覚で備蓄するのがよいかと思います。以上でございます。

藪坂議長

他にご意見ございますか。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

それでは、反対意見と賛成意見がでましたので、この採決は起立によって行います。

本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、本案は可決することに決しました。

日程4 議第2号「令和2年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第4号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

私のほうから議第2号「令和2年度吉野町水道事業特別会計補正予算書」についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 令和2年度吉野町水道事業特別会計の補正予算は次に定めるところでございます。

第2条といたしまして、「収入」第1款「水道事業収益」3億566万円に対しまして「補正額」300万円でございます。補正後の総額といたしまして、3億866万円でございます。

歳出の部でございます。第1款「水道事業費」3億8,915万円に対しまして、「補正額」歳入と同額の300万円でございます。

補正後の総額といたしまして、3億9,215万円でございます。詳細につきましては、2ページ、3ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。第1款「水道事業収益」第2項「営業外収益」4目「雑収益」でございます。

補正額といたしまして、300万円でございます。内容につきましては、落雷に伴いますテレメーター損傷におけます保険金の収入でございます。

収益的支出の部でございます。1款「水道事業費」1項「営業費用」1目「原水及び浄水費」でございます。補正額といたしまして、修繕料200万円でございます。これにつきましては、落雷に伴います岩倉から南院谷浄水場のテレメーター損傷に伴いまして、修繕料を200万円増額するものでございます。

続きまして、2目「配水及び給水費」でございます。補正額100万円でございます。これにつきましても落雷に伴いますテレメーターの損傷といたしまして、吉野山地区の低区配水池から高区配水池のテレメーターの修繕に伴うものでございます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、議第 2 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 2 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 5 議第 3 号「調停の成立について」及び日程 6 議第 4 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 12 号について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

和田副町長。

和田副町長

議第 3 号「調停の成立について」でございます。

まず、ご説明をさせていただく前に本件に関する経緯等について簡単にご説明をさせていただきます。

本町のし尿処理につきましては、海洋投棄の法規制等により昭和 47 年 6 月から五條市のし尿処理施設において下水道が未整備地域のし尿及び浄化槽の汚泥を処理委託しています。

平成 21 年度には、施設の老朽化に伴い新たなし尿処理施設の建設計画を策定し当該新し尿処理施設建設及び周辺整備の事業を協議するため、五條市とともに

に五條市新し尿処理施設整備協議会を設立し、協議を始めへ平行して、平成 25 年 3 月に同施設が着工、平成 27 年 3 月に竣工されました。その間においても新し尿処理施設周辺整備事業については同協議会において協議を進めて参りましたが、負担額及び積算根拠等の内容について協議が整わなかったところであり、そのようなことから平成 30 年 7 月に五條市より裁判所の調停委員会が当事者双方の言い分を聞いて歩み寄りを促し、当事者同士の同意によって解決を図る民事調停法第 2 条による申し立てによる調停を打診されました。

本町といたしましても、長期間続けられてきた本件については、比較的短い期間で解決でき且つ当事者同士の合意を基本とすることから円滑な解決が期待できるという調停のメリットを重視し、議会でもご説明をさせていただいた上で、本調停に応じ令和 2 年 8 月五條簡易裁判所に五條市が新し尿処理施設の周辺環境整備事業として吉野町に 6,509 万 6,706 円の負担を求める申し立てをされたのが本件の経緯でございます。

このような経緯の中、去る令和 3 年 1 月 19 日付けで五條簡易裁判所調停委員会から調停条項（案）の提示があり、負担額及び積算根拠等の内容を精査した結果提示された調停条項（案）を受諾することが相当と判断し、本臨時議会に議案として提出をさせていただいたところでございます。

それでは、今回の議第 3 号につきまして「調停の成立について」議案説明資料によりまして、内容の詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

事件名「五條簡易裁判所令和 2 年（ノ）第 3 号分担金支払請求調停申立事件」申立人所在地「五條市本町 1 丁目 1 番 1 号」名称「五條市」代表者「五條市長太田好紀」。

調停の内容でございます。

1. 吉野町は五條市に対し、五條市が平成 27 年 3 月に建設した、し尿処理施設「五條市クリーン・オアシス」整備に伴う周辺整備事業費用の分担金のうち地元対策費として金 1,500 万円及び今後 30 年間に及ぶ市道川端線、二見 29 号線及び二見 11 号線の舗装等の整備費として金 1,100 万円の合計 2,600 万円を支払う義務があることを認め、これを令和 3 年 4 月 30 日限り五條市の指定する口

座に振り込んで支払う。振込手数料は吉野町の負担とする。

2. 五條市と吉野町との間には、し尿処理施設「五條市クリーン・オアシス」整備に関して、前項及び五條市と吉野町において平成20年7月3日に交わした覚書第2項（施設維持管理費の負担割合）の定めを除く他一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3. 五條市は、吉野町に対するその余の請求を放棄する。

4. 調停費用は各自の負担とする。

以上が調停内容でございます。

そして、調停理由でございますけれども本事件については、五條簡易裁判所の調停委員会から調停条項（案）の提案があったこと及びこの調停により五條市と吉野町との間での協議が早期に解決すること等を勘案し、調停を成立させようとするものであります。

今、ご説明をさせていただきました吉野町の分担金の2,600万円の積算根拠でございます。

まず、1つは地元対策費でございます。金額は1,500万円でございます。これは、実績額年50万円掛ける30年。これは施設の対応年数ということでございます。この50万円につきましては、過去に吉野町が地元対策として年間50万円を支払っておりましたがこの50万円を根拠としているものでございます。

2つ目、市道舗装等の整備費でございます。これは施設の対応年数30年というのが前提でございます。

そして、事業費全体から過疎債の交付税措置を除いた額3,300万円の3分の1ということで1,100万円となっております。

この市道舗装等の整備ということで、吉野町からし尿処理施設にし尿運搬車を運行して搬入をしておりますけれども、その通る市道の補修、舗装等ということでございます。一応3分の1と言いますのは、吉野町がし尿を搬入している量でございますけれども、五條市が3分の2、吉野町が3分の1ということでございます。あわせて2,600万円というのが、積算の根拠となっております。

宜しくお願ひしたいと思ひます。

藪坂議長	紺田暮らし環境整備課長。
紺田暮らし環境整備課長	<p>私のほうからただいまご説明がございました議第3号の吉野町の分担金の「吉野町一般会計補正について」ご説明させていただきます。</p> <p>議案説明資料の6ページをお願いいたします。</p> <p>議第4号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第12号について」ご説明させていただきます。</p> <p>歳入歳出の予算額、76億510万9,000円に対しまして補正額2,600万円でございます。</p> <p>補正後の歳入歳出の予算額は76億3,110万9,000円でございます。</p> <p>歳入の補正でございます。</p> <p>20款「繰越金」補正額「2,600万円」でございます。</p> <p>歳出の補正でございます。</p> <p>4款「衛生費」補正額、歳入と同額の「2,600万円」でございます。</p> <p>内容につきましては、第3号でもご説明ございましたとおりし尿処理施設建設に伴います周辺整備事業の分担金、地元対策費1,500万円と道路舗装等整備事業に伴います1,100万円、あわせて2,600万円でございます。</p> <p>宜しくをお願いいたします。</p>
藪坂議長	<p>一括して質疑を求めます。</p> <p>1番 辻内議員。</p>
辻内議員	<p>すみません。簡単に2つ簡単をお願いいたします。</p> <p>まず、そもそも五條市と吉野町が金額負担に関する同意がないままなぜ周辺整備事業が進んだのかということと、もう1つは同じような案件が他に吉野町がもっていないのかというこの2点をお願いいたします。</p> <p>簡単で結構です。</p>



藪坂議長

和田副町長。

和田副町  
長

ありがとうございます。

さきほどご説明もさせていただいたと思いますけども、新しい新し尿処理施設ということで25年3月に着工し、27年3月に完成をした訳でございます。その中で、吉野町と五條市がこの新しい新し尿処理施設のことについて建設のことであつたり地元対策であつたりということで協議会を設立して、第1回の協議会を22年10月に開催をさせていただいております。

ただ、五條市と二見地区の自治連合会の間で協議が開始されたのが、21年7月ということでございます。そして最終的に二見地区と五條市が協定を結んだのが27年2月17日ということでございます。その間に市長さんが替わられたり、いろんな条件があつたりということで、五條市さんのほうで大変、一生懸命苦労されたのかなというふうには思っておりますけども、ただ旧の施設がかなり老朽化していたということが現実でございます。その中で、平行して進めていったということもございますけども、吉野町としては、当初の協議会設立時から地元対策については、吉野町の町民さんが使えない施設に対する負担はできません。あるいは積算根拠の明確でないものについては負担できないというのは終始一貫して主張しておりました。最終的には、27年2月になつたわけでございますけども、そのあとどう負担するのかという具体的な金額も出てきたのがその以降ということもございますのでご理解いただきたいと思います。

それからあと2点目でございますけども、辻内議員さんからご質問のありました地元対策、あるいは実際に施設等の整備ということもございますけども、基本的には地元対策を中心に進めていかなければならないというふうには思っておりますけども、今現在吉野町が執行しております事業等については、辻内議員さんがおっしゃられるような内容のものはないというふうに思っております。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。よくわかりました。

藪坂議長

他にございますか。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議第3号及び議第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって議第3号及び議第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議第3号「調停の成立について」及び議第4号「令和2年度吉野町一般会計補正予算(案)第12号について」一括して意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

これより採決にはいります。

採決につきましても、議第3号及び議第4号を一括して採決することといたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、議第3号及び議第4号を一括して採決することに決しました。

おはかりします。

議第3号「調停の成立について」及び議第4号「令和2年度吉野町一般会計補正予算(案)第12号について」可決することにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、議第3号及び議第4号の両案はいずれも可決することに決しました。

本臨時会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。これをもちまして本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。

中井町長

閉会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

上程いたしましたすべての議案を可決いただきましてありがとうございます。いろいろとご意見もいただきました。

そして、今出てる情報の中でこういった施策ができるか、様々な情報を収集しながら議案上程をさせていただかなければならない状況が今のコロナの状況ではないかなと考えております。

追加での意見は言いませんでしたけども、辻内議員が心配しておりました医者の問題、これも全国の医師会であったり、いろんな情報を収集しながら、今できる最善の方法で提案させていただいております。当然地元吉野病院がございまして、南奈良南和企業団でございましてけれども、医院長にも相談させていただきながら100%の状況で、今何割ぐらいでできるかということも含めて今できる最善の方法を選択して、より精度を上げていくというのが私のスタイルでございましてその点もご理解いただければなというふうに思っております。

改めまして、本日の臨時議会を招集させていただきまして、いろんな慎重審議、ご意見をいただきました。本当に来月からまた議会の選挙戦もまたスタートするということとございまして、様々なかたちで皆様方には町民さんの声を改めて聞いていただいて、本当に1年、コロナが経った状況の中でこういった形で今後の行政運営をしていくか様々な視点からまた来年度の事業に向けてもい

ろんな意見を聴収していただければなというふうに思います。

改めまして、皆様方、議員活動本当にまたこれからも寒さも厳しい折でございます。コロナの中で今までにない選挙戦の戦いになろうかと思えますけれども健康に留意されて活動していただきますことをご祈念申し上げ閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

藪坂議長

これをもちまして、令和3年第1回吉野町議会臨時会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

( 午前12時00分 閉会 )